

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

(一財) 社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

SK2021171, SK2021172, SK2021173

③ 施設の情報

名称：児童養護施設てらす峰夢	種別：児童養護施設
代表者氏名：櫛田啓	定員（利用人数）：25 名
所在地：京都府京丹後市峰山町杉谷 9 5 2-8	
TEL：0772-62-1251	https://www.mineyama-fukusikai.jp/page17.html
【施設の概要】	
開設年月日：昭和 30 年 5 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人みねやま福祉会	
職員数	常勤職員：32 名 非常勤職員 5 名
有資格 職員数	保育士 21 名 精神保健福祉士 1 名
	社会福祉士 5 名 公認心理師 1 名
	管理栄養士 2 名、栄養士 2 名 指導員 3 名
施設・設備 の概要	（居室数）（設備等）
	8 室 地域交流スペース、親子訓練室等

④ 理念・基本方針

（理念）より質の高い福祉サービスの提供、地域の人々の心豊かで安心・安全な暮らしへの貢献、福祉の仕事にまい進できるよう職員の幸福追求
（基本方針）児童福祉の理念に基づき、すべての子どもを社会全体で育むことを基本として、子どもと家庭を支援し子どもを健やかに育てるために、子どもの権利を守り、最善の利益に配慮した援助を行います。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ①地域分散の小規模グループケアを実施
- ②乳児院に併設した児童養護施設として、継続したケアを考えた処遇・家庭支援の実施
- ③法人内の他種別の施設との連携の中で、子どもの発達と家族の支援を実施

- ④法人内の高齢者施設との交流の中で豊かな社会体験をする機会の構築
- ⑤子育ての専門分野を地域支援の中に取り入れた実践

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦） 令和5年2月15日	令和4年10月7日（契約日） ～ 令和5年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑥ 総評

てらす峰夢は2018年4月に、養育環境の小規模化整備にともない現在の所在地に新築移転し、同年5月1日には峰山乳児院付設幼児寮からの名称変更が行われ運営を継続されています。

3歳～18歳までの家庭において養育が困難な乳幼児および児童に対して、温かい家庭的な生活を通して、自立心を養い、心身ともに健やかに成長する支援を行うために、また子どもたちが誰かに自慢できるような家にしたいという想いを込めて、「ロボの家」「積み木の家」「さくらの家」「たんぽぽの家」などの地域小規模ケアグループを運営されています。隣接する乳児院と連携して、「子育て相談事業」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「児童日中一時支援事業」、放課後に施設を開放して遊びの場を提供する「のびっこクラブ」などの運営も行われています。

移転から3年、小規模な生活単位の新たな生活の中で、子どもの安心・安全、主体的な活動を支え着実にその成果を積み上げつつある様子をうかがうことができます。さらに、同一法人内の高齢者施設や心理支援事業所など交流・連携図り、法人として一体感のある支援実践に取り組まれていることも大きな特徴の一つとして見受けられます。

◇特に評価の高い点

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

地域の清掃活動や地域行事に積極的に参加し、地域の状況や潜在的な福祉ニーズの把握に努められています。また、子育て講演会を実施するなど、事業所が有する専門性や機能を発揮している。

隣接する事業所と連携した「子育て相談事業」、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」、「児童日中一時支援事業」、放課後に施設を開放して遊びの場を提供する「のびっこクラブ」のどの事業に先駆的・精力的に取り組まれ、地域の子育て環境の整備及び支援に関する成果を顕著に見受けられます。

A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされる

よう養育・支援している。

子どもたちの自主性や自立性の向上を目指し、「子ども会議」を定期的実施し、選択と自己決定による自己肯定感を高める取り組みが行われています。基本的な生活習慣の習得だけではなく、適切なスキンシップや共感・承認欲求の充足にむけて、個々の子どもたちの状況に応じた柔軟な関わりや支援に取り組まれています。日常生活の中において職員の存在が安心につながるだけでなく、「信頼される大人となる」ことを意識した関わりと実践を大切にしながら取り組まれている状況を子どもたちや職員のヒアリングからも聞き取ることができます。

◇改善を求められる点

9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

3年に1度の第三者評価とは別に、同じ評価基準を用いて毎年自己評価を実施している状況を聞き取ることができます。その自己評価の結果により職員全体で課題を明確に改善計画に取り組んでいるが不十分であるとの認識を持たれており、改善計画を策定する仕組みや計画的な改善計画の取組に対して、さらに検討と工夫が求められます。明確にされた課題を整理し、取組みの優先順位を付けながら、日々の実践により有効な成果につながる取組みとなりますことを期待しています。

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

個人情報保護規程を定めるほか、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関しては、規程に基づき適切に取り組まれている状況を聞き取ることができます。また、事業所内の会議や研修において、個人情報保護観点から記録や管理の遵守及び注意喚起の取組みが定期的に行われている状況の説明を聞き取ることができます。情報の取扱いについて、保護者に説明し同意を得ているが、子どもたちに対しては十分な説明ができておらず課題認識をもたれています。

日々の生活の中で、個人情報保護の観点から子どもたち同士においても持続的に安心して生活できる環境を整備するための説明が行われますことを期待しています。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受診し、いただいた専門的かつ客観的な評価結果は全職員で共有し、評価の高かった点は現状に満足することなく更なる福祉サービス向上に努めるとともに、また課題・改善を必要とされた点については、今後、十分に検討・協議し改善に取り組んでまいります。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 理念や基本方針は明文化され、ホームページに掲載し施設内にも掲示するなど、職員や保護者に対して一定の周知に取り組まれているが、子どもへの周知が十分とはいえず課題認識を持たれている。		

Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 施設入所を必要とする子どもの推移等は主に要保護児童対策地域協議会から情報収集を行い、また、法人内施設長会議等において経営状況の検討を行うなど、的確に把握・分析しているとの説明を受けたほか、「令和３年度資金収支第一次補正予算(案)概要」等で分析結果を確認した。		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 経営課題については、理事会等の役員会で情報共有が図られ、「情報管理システム アイリス」で職員間の課題の共有化及び周知がなされていることを確認した。また、課題改善の具体例として年末賞与の支給の際、経営状況と分析結果を伝え、それに伴う支給の決定通		

知と共にコスト削減の依頼を行うなど、文書により職員に対する啓発を行っていることを「令和4年度賞与の支給について」で確認した。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 中長期的なビジョンや計画は、法人、施設の両方において策定されていることを「Mineyama Fukusikai Vision Book」及び「中長期計画表」により確認したが、収支計画が策定されていないために、自己評価AをBとした。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント> 「令和4年度社会福祉法人みねやま福社会事業計画」及び「令和4年度資金収支予算書」を確認し、職員周知の方法等を聞き取ることができたが、中長期の収支計画が策定されていないこと、また事業計画に数値目標が確認できなかったため、自己評価AをBとした。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント> 事業計画の策定及び評価・見直しについては、ユニット会議や職員会議等で出された課題などについて半年ごとに振り返りを行い、適切に評価・見直しが行われている状況を聞き取ることができる。		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント> 事業計画の保護者への周知・理解については、4月の保護者向けの「てらすだより」で周知を図り、面会時に説明を行っているほか、保護者アンケートを通して意見を計画に取り入れるなどの工夫がなされていることを聞き取った。子どもに対しては、一人ひとりの能力に応じて説明しているとの状況を聞き取った。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に	a

	行われ、機能している。	
<コメント> 福祉サービスの質の向上のため、第三者評価と同じ基準を使って評価を実施し、2月にはユニット会議でそれぞれの項目の分析を行うなど、分析、検討の組織的な体制が整備されていることを聞き取った。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 自己評価の実施により明確になった課題は文書化され、「情報管理システム アイリス」で共有されていることをパソコン上で確認したが、改善に対する計画及び取り組みが十分とは言えない。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 管理者の役割と責任については、不在時の権限委任を含めて「てらす峰夢分掌表」で確認できた。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> 施設長はコンプライアンス等の研修に積極的に参加していることを聞き取ることができ、法令等のリスト化したものや「法令遵守規程」も確認できたが、法令の中に環境への配慮に関するものが確認できなかったため、自己評価AをBとした。		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 養育・支援の質の向上のために、職員会議やリーダー会議等にも積極的に参加し、アドバイス等を行っていることを聞き取った。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 経営の改善や業務の実効性を高めるため、法人内に「総合品質管理組織」を設置し、人		

事・労務・財務等の分析を実施していることを聞き取った。また、施設長として常に職員と共に働きやすい環境整備に努めていることを聞き取り施設見学の際にも確認できた。

Ⅱ—２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—２—（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—２—（１）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
＜コメント＞ 人材の確保定着に関する取組みについては、基本的な考え方や人材の確保と育成に関する方針が確立されていることが「中長期計画」や「令和４年度社会福祉法人みねやま福祉会事業計画」で確認できた。また、内定者に対してはWEB上でフォローを行うなどの取組みも聞き取ることができた。特徴的な取組みとしては、法人内にリクルーティングTEAM「SKIPPA」を作り、福祉人材の確保・定着に取り組んでいるほか、ホームページ上には「みねやま福祉会リクルートサイト」を設けるなど、法人を上げて人材確保・定着の取組みをされていることが確認できた。		
15	Ⅱ—２—（１）—② 総合的な人事管理が行われている。	a
＜コメント＞ きょうと福祉人材育成認証制度の上位認証を受けていることをホームページ上で確認した。また、「業務管理・評価シート」により職員の適切な評価が行われていることも確認できた。来年度からは新しい評価制度を検討しているとの説明を受けた。		
Ⅱ—２—（２）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—２—（２）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 働きやすい職場づくりに取り組んでいるかについては、職員の相談窓口が法人内外に設置されており、ワークライフバランスに配慮したシフトを行っていることや産業医との連携等についても聞き取ることができた。福利厚生については法人の「互助会」を活用している。		
Ⅱ—２—（３）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—２—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
＜コメント＞ 職員一人ひとりに対する育成に向けた取組みについては、年２回の面談の他、随時面談が行える体制ができていることを聞き取った。また、「キャリアパス」を職員の育成に活用していることも確認できた。		
18	Ⅱ—２—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a

＜コメント＞ 「基本方針」で期待する職員像を明確にし、「みねやま福祉会研修体系図」「内部・外部研修計画」に基づいて職員の教育・研修が実施されていることを確認することができた。		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
＜コメント＞ 教育・研修の機会については、現場では経験や習熟度に合わせた OJT が行われ、新人には担当職員が1年間ついて指導していることを聞き取ることができた。また「個別研修計画」に沿って職員一人ひとりにあった研修が行われていることを確認した。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
＜コメント＞ 専門職の研修・育成については、「実習生の受け入れについて」及び「実習生等受入れ事務取扱規程」を確認することができたが、事前説明について明記されていないため、自己評価 A を B とした。		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ 運営の透明性確保のための情報公開については、ホームページを活用して理念や基本方針、第三者評価の受審状況等が適切に公開されている。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
＜コメント＞ 適正な経営・運営のため、内部監査、理事会等によるチェック体制の他、財務についての外部のチェック体制は整っているが、事業に関する外部の専門家によるチェックは行われていないため、自己評価 A を B とした。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a

<コメント> 子どもと地域との交流については、「子どもたちのやすらぎの家」のパンフレットや「おひさまひろば」のチラシ、ホームページ、訪問調査時のヒアリングなどで様々な地域との交流の様子を確認することができた。		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ボランティアの受け入れについては、「ボランティアの受け入れについて」のマニュアルが確認できたが、実施状況の記録などの項目が不十分であるため、自己評価はAであったがBとした。		
Ⅱ—４—（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２） —① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 必要な社会的資源の明示と関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を密にし、PTA 活動にも積極的に参加していることを聞き取った。「電話番号短縮リスト」に必要とされる関係機関が網羅されていることなどを確認した。		
Ⅱ—４—（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 地域の福祉ニーズ等の把握については、「おひさまひろば」のどの地域活動を通じて必要な情報を把握し、民生委員とも密に連携されているとの説明を受けた。		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント> 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われているかについては、「子どもたちのやすらぎの家」のパンフレットやホームページの地域貢献事業などで地域への子育て支援のための事業が行われていることを確認した。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１） 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント> 子どもを尊重した養育・支援の提供については、ユニット会議において「倫理綱領」や「チェックポイント」を読みあわせる等、日頃から共通の理解を持つための取組みが行な		

われていることを確認した。		
29	Ⅲ―１―（１）―② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
<コメント> 子どものプライバシー保護については、マニュアルを取り纏めたファイルの他ホームページ上でも「プライバシー保護について」の文書を確認した。また、子どもに対しては「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」等の子ども権利ノートを用いてプライバシーを守るための方法を伝えていることを確認した。全児に個室を与えられていないという理由で自己評価はBであったが、プライバシーに配慮した環境を作るために工夫されていることなどが聞き取れたため、A評価とした。		
Ⅲ―１―（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ―１―（２）―① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 養育や支援の利用に必要な情報は、「子どもたちのやすらぎの家」のパンフレットの中に絵や写真を使って分かりやすく情報提供されているほか、ホームページ上にも掲載されていることを確認した。		
31	Ⅲ―１―（２）―② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 養育・支援の開始の際には入所時に必要な書類を渡し、同意書も適切に処理されており、子どもには子どもの権利ノート「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」を手渡し、子どもたち自身の権利などが分かりやすく説明されていることを確認した。		
32	Ⅲ―１―（２）―③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<コメント> 措置変更や移行等にかかる養育・支援の継続性への配慮については、「退所時の手続き」を確認したほか、「児童引取書」で具体的かつ丁寧な配慮がなされていることを確認した。		
Ⅲ―１―（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ―１―（３）―① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 子どもの満足の向上にかかる仕組みの構築及び取組については、定期的にアンケートを実施し、満足の向上を図っていることを「子ども満足度アンケート集計」により確認した。		
Ⅲ―１―（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ―１―（４）―① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能	a

	している。	
<コメント> 苦情解決の仕組みについては、「苦情受付書」「苦情受付報告書」「苦情解決結果報告書」により、適切に処理されていることを確認した。また、大人からの虐待が相談できるところなどについて、子どもの年齢に応じて分かりやすく伝えられていることが子どもの権利ノート「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」で確認できたため、自己評価BをAとした。		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<コメント> 「子ども会議」を設置・開催し、定期的に子どもたちの意見を汲み取る機会を設けている。施設内にご意見箱を設置している。意見を表出する仕組みを理解できていない子どもに対しては、多様な手段を用いて困りごとなどの相談ができるような方法があることを折に触れて伝えている。個別の相談が可能なように相談対応が可能な部屋を設定している。		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<コメント> 相談内容によってはすぐに対応が難しい場合などもあるが、その理由や見通しについて丁寧な説明を行うように取り組んでいる。「相談の仕方」や「解決の流れ」を図式化したものが確認でき、グループ会議などで検討のうえ返答している事例を聞き取ることができる。		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 事業所内に「リスクマネジメント委員会」を設置し、月に1回定期的に開催をしている。ヒヤリハットや事故発生時の対応マニュアルが整備されている。発生後は、職員会議で共有を行い、事故の状況や改善策について協議・検討を行っている。報告書などはその都度まとめられ、管理ソフトにて誰でもいつでも閲覧可能な設定としている。		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症の予防等子どもの安全確保のための取組みについては、「感染マニュアル」「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」「ノロウイルス感染症対応について」などの文書を確認したほか、職員に対して年2回以上の研修が行われていることを聞き取った。		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 災害時における子どもの安全確保のための取組みについては、「自然災害発生時における業務継続計画」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」により確認し		

たほか、「災害用備蓄水・備蓄食品一覧」で備品リストも確認することができた。

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
＜コメント＞ 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され、実施されているかについては、「生活について」の中で日課や住環境、薬、電話、鍵などの項目が明記されていることを確認した。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞ 具体的な実施方法の見直しについては、「養育マニュアル」等を３カ月に一度見直すなど、仕組みが確立していることを聞き取った。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞ 個別の自立支援計画は、「自立支援の作成手順及び関係職員への報告・検討システム」「自立支援計画案」「てらす峰夢フェイスシート」「ユニット会議録」「アセスメントシート」により適切に策定されていることを確認した。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ 「自立支援の作成手順及び関係職員への報告・検討システム」の中で評価・見直しについても定められており、「情報管理システムアイリス」を使用して周知・共有が行われていることを確認した。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
＜コメント＞ 子どもに関する養育・支援の実施状況は一人ひとりの生活状況等が適切に記録され、「情報管理システムアイリス」を使用して周知・共有されていることを確認した。		
45	Ⅲ—２—（３）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
＜コメント＞ 子どもに関する記録の管理体制については、「文書取扱規程」の中で記録の保管・保存・		

廃棄等が定められていることが確認できたが、個人情報の取扱いについて、子どもに十分説明ができていない。

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（１）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（１）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 子どもの権利擁護に関する取組みについては、「人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項」に関するマニュアルを確認した。		
A—1—（２）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（２）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<コメント> 自他の権利についての正しい理解を促す取組みは、イラストなどを使って分かりやすく伝えていることを子どもの権利ノート「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」で確認することができた。また、互いの意見を尊重し、認め合い、自己肯定感を高めることができるよう日常の中で取り組んでいることを聞き取った。		
A—1—（３）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（３）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<コメント> 生き立ちを振り返る取組みについては、職員と共に「アルバム」や「ライフストーリーワークブック」を活用して生き立ちや成長を振り返っていることを確認した。		
A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<コメント> 子どもに対する不適切な関わりの防止と早期発見の取組みについては、子どもの権利ノート「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」、CAP の研修等により、子どもたちに身を守るための知識や学習機会を設け、また、虐待等の届出、通告制度についても説明していることが確認できたため、自己評価 B を A とした。		

A—1—（５）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<コメント> 子どもの移行期の支援については、入所から２週間は集中的に記録を取るなど、子どもの様子の把握を丁寧に行っているほか、乳児院からの措置変更時には、関係が途切れないよう連携を密にするなど、不安の軽減に努めていることを聞き取った。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 退所後の支援については現在該当児がいないが、措置停止等でアフターケアが必要な場合には、FSW（ファミリーソーシャルワーカー）を中心にケアを行い、退所後も相談できる窓口を設置するなどの取組みが確認できたため、自己評価ＢをＡとした。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<コメント> 子どもへの理解や感情・言動の受けとめについては、一人ひとりの子どもの成長歴や背景をケース会議等で話し合い、情報を共有し、気持ちに寄り添える支援を実施していることを聞き取った。また、イラストや動画を使ったアンケートを実施し、子どもたちの理解に繋がっているとの説明を受けた。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<コメント> 子どもと共に日常生活を営むことを通して子どもの基本的欲求が充足されるよう、グループリーダーが中心になって、一人ひとりの子どもと信頼関係が構築できる体制を取っていることが聞き取れた。		
A⑨	A—2—（１）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<コメント> 子ども自身が自らの生活を主体的に考え営むことができるよう、子ども会議の中で職員と一緒にルールを決める等の取組みを行っている。		
A⑩	A—2—（１）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<コメント>		

施設見学の際、各家におもちゃや教材等が準備されていることを確認したほか、３歳から５歳の子どもたちは同じ法人内のゆかり子ども園に通うなど、発達の状況に応じた学びや遊びの場が保障されていることを聞き取った。		
A⑪	A—2—（１）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<コメント> 子ども会議の中で職員と共に話し合い、子どもたち自ら生活上のルールを決めていることを聞き取った。また、社会性を身につけるために一般の家庭と同じように職員と買い物に行く、旅行をする、通販で物を買うなど、様々な生活技術が習得できるような取組みをしていることを聞き取った。		
A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<コメント> 食事については、管理栄養士を２名配置しており、栄養・美味しさのバランスが取れた食事が提供されていることを聞き取った。また、食育として、各家でグループリーダーと子どもたちが献立を考え、食材を購入し、調理を行うなどの取組みがなされていることを施設見学で確認した。		
A—2—（３）衣生活		
A⑬	A—2—（３）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<コメント> 衣生活については、子どもたちが好みの服を職員と一緒に買いに行き、職員が季節にあった服装や、年間を通した予算内での買い方などをアドバイスしながら購入していることを聞き取った。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<コメント> 住空間については、子どもたちが自分の家を大切にしよう、職員と一緒に掃除をし、壊れたところを修繕するなどの取組みを行っている。全員個室が難しく、相部屋での個人の空間が十分確保できていないという理由で自己評価はBであったが、相部屋であっても子どもたちの相性などを考慮しながら個人の空間が確保できるよう工夫されている様子を施設見学時に確認できたため、A評価とした。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a

＜コメント＞ 子どもの健康については、嘱託医が２カ月に一度回診し、服薬が必要な子どもには専門機関と医療機関と連携するなど、適切な健康管理が行われていることを聞き取った。		
A—２—（６）性に関する教育		
A⑯	A—２—（６）—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
＜コメント＞ 性に関する教育については、子どもの権利ノート「ひとりぼっちじゃないよ」「あなたらしく生きるために」、CAPの研修等により、子どもの年齢に応じた研修が行われていることを確認した。職員に対しても定期的に性教育研修の時間を設け、研修動画を共有するなどの取組みが行われていることを聞き取った。		
A—２—（７）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—２—（７）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
＜コメント＞ 行動上の問題への対応については、男の子の家では体力面などを考慮して男性職員を配置し、夕方から夜勤への引継ぎ時（１０時頃）までは二人体制にするなど、子どもたちだけでなく、職員へのフォローについても実施していることを聞き取った。		
A⑱	A—２—（７）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 施設内での子ども間の暴力・いじめ・差別などへの対応については、予防のための取組みを重視すると共に、問題が発生した場合の対応の流れができており、児童相談所等との連携体制も確立していることを聞き取った。		
A—２—（８）心理的ケア		
A⑲	A—２—（８）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
＜コメント＞ 心理的ケアが必要な子どもへの支援については、心理士を配置して、子どもたちのみならず職員への支援も実施していることを聞き取った。また、性に関するケアが必要な場合は、性教育の専門家に来ていただくなどの対応がなされているとの説明を受けた。		
A—２—（９）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—２—（９）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
＜コメント＞ 子どもたちへの学習支援については、個々人の能力、理解力、将来への希望等を考慮しながら、希望する塾、スイミングやピアノ、野球などの教室に通わせるなどし、学校との連携も行っていることを聞き取った。		

A ㉑	A—2—(9)—㉒ 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<コメント> 進路の決定については、子どもたちが「最善の利益」にかなった進路を選択できるよう、高校のチラシ等必要な資料を子どもに提供するなどの取組みを行っている。該当する子どもが今後増えてくるため、様々な取組みを考えていきたいとの説明を受けた。		
A ㉒	A—2—(9)—㉓ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	c
<コメント> 現在、当該事業所には小中学生しか入所していないため、本基準における取組みは行っていません。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉓	A—2—(10)—㉔ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<コメント> 家族との信頼関係の構築については、FSW（ファミリーソーシャルワーカー）を配置して、面接を実施しているほか、毎月発行している「てらすだより」や面会時に子どもの様子を伝えるなど、コミュニケーションを大切にしながら保護者と関わっていることを聞き取った。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—(11)—㉕ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> 親子関係の再構築については、児童相談所と連携して計画を策定し、親子訓練室や外泊などを通して各家庭に応じた方法で取り組んでいることを聞き取った。なお、親子訓練室は実際の家庭を再現した場であることを施設見学の際に確認した。		